

平成 20 年 1 月 11 日
健康福祉事業本部
福祉部介護保険課

小規模多機能型居宅介護に係る高い報酬の設定について

1 小規模多機能型居宅介護等の整備等の現状

平成 18 年に創設された地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護・認知症高齢者グループホーム・認知症デイサービス等）の介護事業者は、保険者である区が指定等を行っている。

特に、小規模多機能型居宅介護は、事業者への「通い」を中心として、心身の状況や希望に応じて利用者の自宅への「訪問」や事業所で「泊まり」を組み合わせ、自宅で生活しながら、本人や家族の状況に合わせて、なじみの職員による 24 時間のケアができる理想の在宅介護の形態であるとされている。

区では、第 3 期介護保険事業計画に基づいて、小規模多機能型居宅を 12 か所の整備を進めている。

平成 19 年 12 月現在、2 か所で開設し、平成 20 年度中に 4 か所で開設を予定している。計画上では、残り、小規模多機能型居宅介護 6 か所である。

2 課題

新しいサービスでもあり、事業者が参入を控えるなど、整備が進まない状況である。事業者からアンケート等で、次のような理由で運営が厳しい等と報告を受けている。

要介護 1・2 の介護報酬の設定が低く、（利用者を認知症と限っていないため）また、利用登録定員の 9 割程度の登録者がないと単独事業として運営が厳しい。

利用者は、月額包括支払いのため、「利用しなければ損」というパワーユーザーに対するマネジメント力が必要である。また、24 時間対応、すべて柔軟に対応しなければならず、スタッフの能力、理解力が問われる。福祉職の自己犠牲に支えられている。

3 高い報酬の設定等の検討について

小規模多機能型居宅介護について、利用者がより良いサービスを受けることができるよう、また、この事業の整備を進めるために、厚生労働省より示された独自の高い報酬の算定基準案や既に基準を定めた 3 区市を参考にしながら、区独自報酬加算の適用を検討した。

認知症ケアの充実、施設から在宅へという基本的方向の中、小規模多機能型居宅介護を推進事業に位置づけ、高い報酬を定め、その加算基準の中に人材に関することを盛り込むことで、上記の課題を解決することとする。

なお、同時に独自報酬加算の対象とされている夜間対応型訪問介護は、利用登録者が 30 名に満たない状況であり、独自報酬の設定よりも利用者数の増加が優先と判断し、検討は行わなかった。

4 設定の根拠

この事業は、介護保険法第78条の4第4項等の定めにより、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

平成19年6月11日付け「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービスに要する費用の額」(平成19年厚生労働告示第212号)が公布され、その算定に係る手続き等について、厚生労働省より示され、「市町村独自の高い報酬の算定」が可能となった。

5 練馬区小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬基準(案)

資料5-2のとおり

6 高い報酬設定に伴う影響

- (1) 利用者負担が、1か月536円～1,072円程度増加する。
- (2) 第4期の介護保険料が最大で見積もった場合、年額37円 月3円程度増加する。
(実質は、月1円程度の影響)
- (3) 事業者にとって、介護報酬額が年間で300万円程度増加する。

7 独自報酬加算適用までの予定

平成19年12月10日	第4回地域密着型サービス運営委員会の意見聴取
平成19年12月中	練馬区小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬基準決定
平成20年 1月11日	第6回介護保険運営協議会 報告
平成20年 1～2月	特別委員会報告
平成20年2月末まで	厚生労働省へ独自報酬基準認定申請
平成20年3月	独自報酬基準の内容公表および関係事業者への周知
平成20年4月以降	独自報酬の算定加報酬の算定に関する届出による加算開始